

【改訂版】

恵庭市 学校教育情報化 推進計画

(第1次)

令和4年度～令和7年度



令和6年3月
恵庭市教育委員会



目 次

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨及び改訂の経緯	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3

第2章 教育の情報化を取り巻く現状と課題

1 社会における情報化の動向	6
2 教育の情報化の動向	6
3 恵庭市の教育の情報化に関わる取組経過と課題	
(1) 児童生徒の情報活用能力の育成	9
(2) ICTの効果的な活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現	16
(3) ICTの活用による校務の負担軽減	19
(4) 教職員のICT活用指導力の向上	21
(5) 教育の情報化を支えるICT環境の整備	23

第3章 恵庭市における教育の情報化の目指す方向性

27

第4章 目標及び具体的な取組

目標1 児童生徒の情報活用能力の育成	28
目標2 ICTの効果的な活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現	30
目標3 ICTの活用による校務の負担軽減	31
目標4 教職員のICT活用指導力の向上	32
目標5 教育の情報化を支えるICT環境の整備	33

第5章 計画の推進

34

第 1 章 計画の策定

1 計画策定及び改訂の趣旨

○平成 29 年告示の学習指導要領では、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実が明記されました。また、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育の構築』を目指して」では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現に向けて、これまでの教育実践の蓄積に ICT の特性や強みを掛け合わせることで、学習活動の一層の充実を図ることが求められています。

○令和元年 6 月には、「学校教育の情報化の推進に関する法律¹（令和元年法律第 47 号。以下「法律」という。）」が公布・施行され、全国の学校の ICT 環境整備促進に向けて、国と地方公共団体に「学校教育情報化推進計画」の策定が義務付けられました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休校等が余儀なくされ、学びの保障の観点から「1 人 1 台端末」の整備の前倒しなど ICT の環境整備が加速化し、学校教育の情報化が求められました。

○恵庭市（以下「本市」という。）では、学校教育の充実を図るために、年次計画に基づき ICT 環境整備を進めてきました。令和 4 年 3 月に、国等の動向や今後の学校教育のあり方を踏まえ、「恵庭市学校教育情報化推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。学校教育の情報化を総合的に進めるため、「児童生徒の情報活用能力の育成」「ICT の効果的な活用による『主体的・対話的で深い学び』の実現」「ICT の活用による校務の負担軽減」「教職員の ICT 活用指導力の向上」「教育の情報化を支える ICT 環境の整備」の 5 つの目標をもとに、施策を進めているところです。

○令和 5 年 10 月に北海道教育委員会「北海道学校教育情報化推進計画」が策定され、その内容を踏まえる必要があること、また本計画期間の中間年度あることから、これまでの成果と課題を整理するとともに、本計画の改訂を行うこととしました。



¹ 学校教育の情報化の推進に関する法律：学校教育の情報化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献することを目的として、学校教育の情報化の計画の策定、その他の必要事項を定めている。

【学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）】

（都道府県学校教育情報化推進計画等）

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

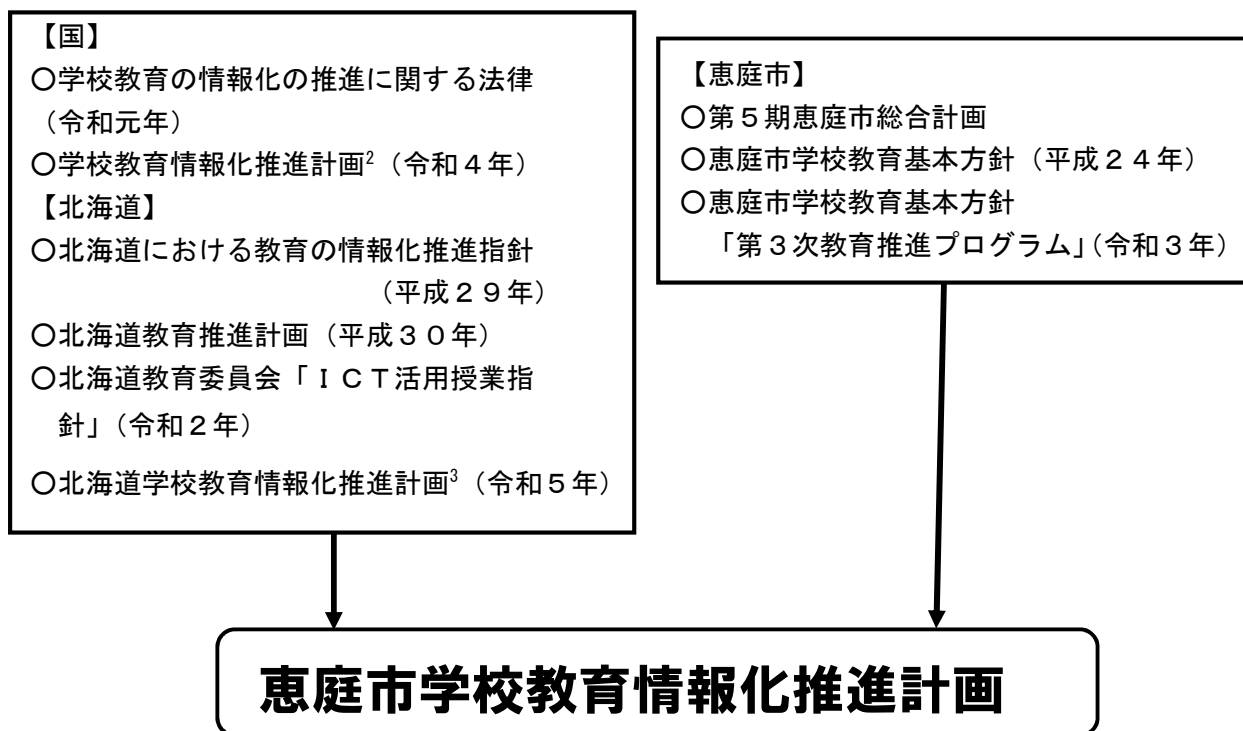
3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、法律第9条第2項に規定する市町村学校教育情報化推進計画として、本市の学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針や施策について規定します。

また、本計画は「第5期恵庭市総合計画」、さらには「恵庭市学校教育基本方針」の「第3次教育推進プログラム」に基づく個別計画として位置付けます。

〈計画関係図〉



² 「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示すものであり、本計画を基本として、都道府県及び市町村における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めることとされている。

³ 北海道における学校教育の情報化に関する施策を推進し、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を目指している。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第3次教育推進プログラム（令和3年度～令和7年度）」計画期間にあわせ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

恵庭市学校教育基本方針（平成24年4月 恵庭市教育委員会）抜粋 P24

第3編 教育推進プログラム III 教育推進プログラム

目標Ⅱ 未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成

主要施策Ⅱ—C これからの社会を担い、新しい時代を築く力の育成

現状と課題	これからの時代を担う子どもたちには、いつの時代にあっても求められるみずみずしい感性や豊かな想像力を育むことが必要です。また、科学技術やICTの発展に対応するため理数科に対する興味・関心や能力を高めるとともに、確かな情報活用能力や情報モラルを育成することが重要です。
施策の方向	1 感性や想像力を生かした表現活動の充実 2 理数科への興味・関心を高める事業の推進 3 情報モラルや情報活用能力の向上をめざした情報教育の充実

恵庭市学校教育基本方針 第3次教育推進プログラム（令和3年度～7年度）

（令和3年4月 恵庭市教育委員会）抜粋 P18

No.18 キャリア教育やICT教育の推進

事業目標	将来を見通したキャリア意識の醸成や、高速大容量の通信環境及び機器更新の計画的な整備・活用による情報活用能力の育成を図る。
事業概要	キャリア・パスポートの活用により、児童生徒の社会的自立を目指し、キャリア発達を促す。 また、これまでの学習環境の整備に加え、教育の情報化推進により広がるICTの活用に対応する環境整備を計画的に実施するとともに、学習の基盤となる資質である情報モラルを含む情報活用能力を育成する授業づくりのための取組を進める。
事業推進による効果	将来を見通したキャリア教育、及び持続可能なICT環境整備により、授業改善の取組が推進され、「主体的・対話的で深い学び」を推進する。
事業推進上の課題	○キャリア教育に係る学校間の意識の違い ○高速大容量の通信環境及び機器更新の計画的な整備 ○授業改善方法等の取組体制の持続
スケジュール	○1人1台（GIGAスクール）端末活用 ○電子黒板活用 ○指導者用デジタル教科書活用 ○学習者用デジタル教科書実証事業
特記事項	〈略〉
令和7年度末までの具体目標	キャリア教育やICT教育により、児童生徒が将来につながるために必要な力を養う。

北海道学校教育情報化推進計画（概要） 令和 5 年 10 月 北海道教育委員会

第 1 部 北海道における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 本道の学校教育の情報化の現状と課題

- ①児童生徒の資質・能力
- ②教員の指導力
- ③ＩＣＴの環境整備
- ④学校における働き方改革と組織・体制

2. 本道の学校教育の情報化に関する基本的な方針

（１）北海道として重点的に推進する方針

- Ⅰ 小学校から高等学校までの 12 年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成
- Ⅱ 本道の広域分散型の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上

（２）基本的な方針

- ①ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ②教員のＩＣＴ活用指導力の向上と人材の確保
- ③ＩＣＴを活用するための環境の整備
- ④ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

3. 計画期間

4. 本道の学校教育の情報化に関する目標

- ①ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ②教員のＩＣＴ活用指導力の向上と人材の確保
- ③ＩＣＴを活用するための環境の整備
- ④ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

- 国との連携
- 道、市町村、学校の役割の明確化、一体となった取組の推進

第 2 部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

1. 重点的に推進する方針を実現するための施策

- Ⅰ 小学校から高等学校までの 12 年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成
 - 「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を活用した情報活用能力の育成
 - ＩＣＴを活用した授業改善等の推進
 - 教員のＩＣＴ活用指導力の向上
- Ⅱ 本道の広域分散型の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上
 - 北海道高等学校遠隔授業配信センター（T-base）における遠隔授業等の配信の充実
 - 義務教育段階での遠隔授業の推進
 - オンライン研修の充実

○感染症や雪害等による臨時休業時等における学びの保障

2. 基本的な方針を実現するための施策

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ① ICTの効果的な利活用の推進
- ②情報活用能力の育成
- ③健康リテラシーの育成
- ④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤障がいのある児童生徒の教育環境の充実
- ⑥相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育機会の確保
- ⑦日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保

- ①学校の教員の資質向上
- ②人材の確保等

(3) ICTを活用するための環境の整備

- ①学校におけるICTの活用のための環境の整備
- ②教育データの利活用、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ③デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用
- ④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等
- ⑤著作権への理解

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

- ①学習の継続的な支援等のための体制の整備
- ②情報化による校務効率化

3. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

○国の施策を勘案し、地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進
(法第21条関係)

○関係者の共通理解の推進

○道民の理解と関心の増進

○地域、大学や民間事業者等との連携

○SDGsの推進

第2章 教育の情報化を取り巻く現状と課題

1 社会における情報化の動向

近年は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化、とりわけA I（人工知能）、ビッグデータ、I o T⁴、ロボティクス⁵など技術の急速な進展がみられ、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、社会の在り方そのものが現在とは劇的に変わる「Society5.0⁶」時代の到来が予測されています。

このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められます。加えて、我が国においては、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による、労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、I C TやA Iなどの活用は、経済社会水準の維持のためにも不可欠となっています。将来、子供たちが活躍する社会では、A Iやロボット、I o Tなどをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性は、一層高まっています。

また、少子高齢化による総人口・労働人口の減少による「労働力不足の解消」が大きな課題となっています。2019年4月に働き方改革関連法が施行され、働き方が従来から大きく変わりつつあります。学校現場においては、社会の変化に伴い教員の業務が増え続け、働き方改革が進まない要因となっています。G I G Aスクール構想による学校現場が抱える課題の複雑化・困難化が進んでおり、業務負担軽減に向けて「教員業務支援員の有効活用」や「I C Tを活用した校務効率化」が課題となっています。

さらには、ポストコロナ時代の「新しい生活様式」への移行に伴い、デジタル化への環境の変化が急速に進んでおり、教育においてもI T技術とデータを活用した業務の変革が求められています。

2 教育の情報化の動向

これからの予測困難な社会においては、子どもたちが自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報をもとに深く理解して自分なりの考えをまとめたり、相手に

⁴ IoT（Internet of Things）：「モノのインターネット」と呼ばれている。離れた場所からモノの状態を把握する役割や、モノ同士が双方向で様々なデータのやりとりの役割を果たす。

⁵ ロボティクス：ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」。

⁶ Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもの。サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

ふさわしい表現を工夫したりするなど、答えのない課題に対して、他者と協働しながら目的に応じた答えを探し出すことができる資質・能力の育成が求められています。

改訂された学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通して、「何ができるようになるか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の柱を総合的にバランスよく育むことを通じて、社会の変化に対応していく「生きる力」の育成を目指しています。そして、これらの資質・能力を育成する学習の基盤として、これまでの「言語能力」や「問題解決能力」に加え、新たに「情報活用能力」を教科横断的にその育成を図ることが重要とされています。

学習指導要領では、「情報活用能力」の育成のために必要なICT環境を整備し、それらを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、小学校におけるプログラミング教育の必修化や教科等の指導におけるICT活用など、一層の教育の情報化が求められています。このような背景から、平成30年6月15日に閣議決定した「第3期教育振興基本計画」は、教育の情報化の3つの側面である「情報活用能力の育成（情報教育）」、「教科指導におけるICTの活用」、「校務の情報化」を通じて教育の質の向上を目指すこととし、これらを支える基盤として、学校におけるICTの利活用が目標とされています。

ICTの活用が日常化する社会の中で、子どもたちに必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠です。また、ICTは教職員の働き方改革や、特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実などの側面においても、重要な役割を果たすと考えられます。教育の情報化を推進し、将来を見据えた子どもたちの生きる力を育むために、教育現場においてICT環境を整備し、有効活用することで教育の質を高めていくことが極めて重要な課題です。

さらに、インターネットとともにスマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が急速に普及し、その利用も低年齢化するとともに、これらの利用を巡るトラブルなどによる生徒指導事例も年々増加しています。子どもたちが情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくためには、情報技術やネットワークの特性を理解させるとともに、情報セキュリティ対策の基本的な知識・技能や「情報モラル」についての指導が極めて重要です。



【教育の情報化に関わる主な動向等】

2011（平成 23）年 4 月	○文部科学省 「教育の情報化ビジョン」の公表 ・情報活用能力の育成、教科指導における情報通信技術の活用等
2013（平成 25）年 6 月	○「第 2 期教育振興基本計画」の閣議決定 ・ICT の活用による新たな学びの推進等
2015（平成 27）年 12 月	○中央教育審議会 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」
2016（平成 28）年 7 月	○文部科学省 「教育の情報化加速度プラン ⁷ 」の公表 ・2020 年代の ICT 活用ビジョン、授業・学習と校務の両面での ICT 活用等
2017（平成 29）年 3 月	○文部科学省 小学校及び中学校の「学習指導要領」の告示 ・コンピュータを活用した学習活動の充実、プログラミング教育等の実施による情報活用能力の育成
10 月	○文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン ⁸ 」を策定 ＊令和元年 12 月に第 1 回改訂、令和 3 年 5 月に第 2 回改訂
12 月	○文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」の公表 ・学習者用コンピュータ、大型提示装置、無線 LAN など学校 ICT 環境整備の加速化等
2018（平成 30）年 3 月	○文部科学省 「小学校プログラミング教育の手引 ⁹ （第一版）」 ＊平成 30 年 11 月に第 2 版、令和 2 年 2 月に第 3 版を発行。
6 月	○「第 3 期教育振興基本計画」の閣議決定 ・ICT 利活用のための基盤の整備等
2019（令和元）年 6 月	○文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終のまとめ）」 ¹⁰ 公表 ・クラウド活用、ICT 環境整備の促進
12 月	○「学校教育の情報化の推進に関する法律」の公布・施行 ○文部科学省「教育の情報化に関する手引」＊令和 2 年 6 月に追補版 ○GIGA スクール構想の実現について《文部科大臣メッセージ》
2021（令和 3）年 1 月	○中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』の公表 ・『令和の日本型学校教育』の構築に向けた ICT 活用に関する基本的な考え方等
2022（令和 4）年 12 月	○文部科学省「学校教育情報化推進計画」 ○恵庭市学校教育情報化推進計画策定
2023（令和 5）年 10 月	○北海道教育委員会「北海道学校教育情報化推進計画」

⁷ 教育の情報化加速度プラン：教育の情報化に関して、2016 年度から 2020 年度までのおおむね 5 年間を対象に、2020 年代に向けた教育の情報化に対応するための対応策について示している。

⁸ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン：文部科学省が地方公共団体の設置する学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。）を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティの考え方や内容を示している。GIGA スクール構想における 1 人 1 台端末整備や高速大容量の校内通信ネットワーク整備など、急速な学校 ICT 環境整備の推進を踏まえ、1 人 1 台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため第 2 回の改訂を令和 3 年 5 月に行っている。

⁹ 小学校プログラミング教育の手引：新学習指導要領に示された小学校プログラミング教育の全面実施に向けて文部科学省が作成した手引き。説明の充実や指導例の追加などを行うために平成 30 年 11 月の第 2 版を発行。令和 2 年 2 月には、総合的な学習の時間の指導例、ICT 環境・教材の整備の必要性や留意事項、研修の必要性等について追加した第 3 版を発行している。

¹⁰ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終のまとめ）：日本の学校教育に先端技術を取り入れ、全ての児童生徒が質の高い教育を受けられることを目指した方策を示している。「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現するため、新時代に求められる教育のあり方や、教育現場で ICT 環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題を整理するとともに、今後の取組方策をまとめている。

3 恵庭市の教育の情報化に関わる取組の経過と課題

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成 ※高等学校（略）

「情報活用能力」とは

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的資質

学習指導要領では、情報活用能力について以下のように示されています。

小・中学校共通のポイント〔総則〕

○情報活用能力を、言語能力と同様に『学習の基盤となる資質・能力』と位置付け

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。

【小学校】

文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成

各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

【中学校】

技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実 「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科（技術分野）】

【参考】【3つの資質・能力と情報活用能力】（IE-School¹¹「情報活用能力育成のために想定される学習内容」）

分 類			
1 知識及び技能	1	情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組み合わせ方の理解
	2	問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3	情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理論
2 思考力、判断力、表現力等	1	問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
3 学びに向かう力、人間性等	1	問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2	情報モラル・情報セキュリティなどについて	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参加しようとする態度

¹¹ IE-School：文部科学省の「次世代の教育情報化推進事業（情報教育の推進等に関する調査研究）」で指定された推進校。

【情報活用能力育成に関わる学習内容事例】

想定される学習内容	例
①基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等
②問題解決・探究における情報活用	問題解決のために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの等
③プログラミング教育	プログラミング的思考の育成。単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにそのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの等
④情報モラル・情報セキュリティ	SNS やブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの等

「情報活用能力」を確実に育むためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。身に付けた情報活用能力を発展させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげることが大切です。

そこで、恵庭市教育委員会では、「情報活用能力」育成の指標として、「情報活用能力系統表【参考例】」（令和4年4月）を作成しました。同年5月の恵庭市小中連携教育推進委員会第1回合同会議において、中学校区ごとに上記【参考例】に検討を加え、小中学校が連携した指導を進めてきたところです。

① 基本的操作スキル等の指導

資料1 ICT活用に関わる児童生徒の意識

※以下の資料に記した★印は、後掲の目標指標基準設定に引用した数値

A コンピュータなどのICTの使用状況

〈R3・R5全国学力・学習状況調査：児童生徒質問紙より〉

【小学校】 (26) 5年生までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか。							
	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	2 週1回以上	3 月1回以上	4 月1回未満	その他	無回答
R5本市	36.4% ★	33.8%	19.4%	8.6%	1.7%		
R3本市	25.9% ★		15.4%	31.4%	27.0%	0.3%	0.0%
R5全道	35.4%	35.6%	20.2%	6.3%	2.3%		
R5全国	28.2%	34.2%	23.9%	9.8%	3.7%		

【中学校】 (26) 1・2年生のときに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか。							
	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	2 週1回以上	3 月1回以上	4 月1回未満	その他	無回答
R5本市	32.2% ★	38.9%	22.3%	5.3%	1.3%		
R3本市	23.2% ★		12.7%	32.5%	30.9%	0.7%	0.0%
R5全道	29.7%	34.4%	26.3%	7.5%	1.9%		
R5全国	28.1%	33.0%	26.4%	9.6%	2.7%		

令和5年度の調査では、本市においてコンピュータなどのICTを使用している割合は、「ほぼ毎日」と「週3回以上」を合わせて約70%を超えており、全国及び全道と同じ状況にあります。また、令和3年度に比べ、ICTの活用頻度が大幅に高くなっています。

B 大型提示装置等の使用 〈R5 全国学力・学習状況調査：学校質問紙より〉

【小学校】 (52) 前年度に、教員が大型提示装置等（プロジェクター、電子黒板等）の ICT 機器を活用した授業を 1 クラス当たりどの程度行いましたか。						
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週 3 回以上	3 週 1 回以上	4 月 1 回以上	5 月 1 回未満	
R5 本市	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
R5 道	72.7%	12.6%	6.0%	2.7%	6.1%	
R5 全国	72.7%	15.8%	7.3%	2.1%	2.1%	

【中学校】 (60) 前年度に、教員が大型提示装置等（プロジェクター、電子黒板等）の ICT 機器を活用した授業を 1 クラス当たりどの程度行いましたか。						
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週 3 回以上	3 週 1 回以上	4 月 1 回以上	5 月 1 回未満	
R5 本市	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
R5 全道	62.4%	19.7%	7.0%	4.2%	6.7%	
R5 全国	71.8%	17.3%	6.7%	2.1%	2.1%	

令和 5 年度の調査において、大型提示装置等（プロジェクター・電子黒板等）については、小学校・中学校とも「ほぼ毎日」活用しています。全国及び全道に比べ、よく活用されています。

C ICT 機器活用の有効感 〈R3・R5 全国学力・学習状況調査：児童生徒質問紙より〉

【小学校】 (28) 学習の中でコンピュータなどの ICT 機器を使うのは勉強に役立つと思いますか。						
	1 役立つと思う	2 どちらかといえば、役に立つと思う	3 どちらかという、役に立たないと思う	4 役に立たないと思う	その他	無回答
R5 本市	61.9%	32.6%	3.8%	1.7%		
R3 本市	68.9%	25.5%	3.3%	1.6%	0.7%	0.0%
R5 全道	70.2%	25.7%	2.8%	1.1%		
R5 全国	67.5%	27.6%	3.3%	1.4%		

【中学校】 (28) 学習の中でコンピュータなどの ICT 機器を使うのは勉強に役立つと思いますか。						
	1 役立つと思う	2 どちらかといえば、役に立つと思う	3 どちらかという、役に立たないと思う	4 役に立たないと思う	その他	無回答
R5 本市	58.5%	33.9%	5.3%	2.1%		
R3 本市	61.3%	32.6%	4.6%	1.4%	0.0%	0.0%
R5 全道	58.9%	34.4%	4.5%	2.1%		
R5 全国	58.7%	34.6%	4.5%	2.0%		

ICT 機器使用が勉強に役立つと肯定的（「役立つと思う」「どちらかといえば役立つと思う」）と肯定的に答えている児童生徒の割合は、全道及び全道と同様に 9 割を超えています。

ICT 機器の活用は、学習目標の達成が前提にあります。児童生徒の実態や ICT の特性を踏まえ、児童生徒一人一人が、ICT を活用することで「わかった」「できた」と実感できる授業づくりを行うことが大切です。

また、1人1台端末を鉛筆やノートなどと同様に文房具として使いこなすためには、基本的操作スキルが欠かせません。今後は国家試験などにおけるC B T方式¹²の拡大が予想されるなか、基本的操作スキルが重要となってきます。

市内の各学校においては、タイピングソフトなどを活用し、基礎的操作スキルを高める取組が積極的な取組が見られ、成果を上げています。日常的な活用を重ねる中で、タブレットパソコンやアプリの操作などにも定着が見られています。

② 情報を主体的に収集・選択し、工夫して活用する力の育成

身の回りに情報が溢れ、情報過剰社会ともいわれています。自分にとって本当に必要な情報を見つけ出すことが難しい状況になってきました。また、情報技術は急激な進展を遂げ、私たちの日常生活に深く浸透しています。インターネットショッピングや動画共有サイト等の情報技術を駆使したサービスも日常生活において当たり前の存在になりました。将来、子どもたちは、膨大な情報や情報技術を使いこなさなければならないこととなり、ますます樹情報を主体的に収集・選択する力、工夫して活用する力の育成が必要となります。

資料2 本やインターネット、図書館資料などを活用した計画的な授業

〈R3・R5 全国学力・学習状況調査：学校質問紙より〉

【小学校】 (36)調査対象学年の児童に対して、前年度に、本やインターネット、図書館資料などを活用した授業を計画的に行いましたか。						
	1 週に1回程度、 またはそれ以上	2 月に数回程度 行った	3 学期に数回程度 行った	4 年に数回程度 行った	5 行わなかった	その他・ 無回答
R5 本市	37.5% ★	62.5% ★	0.0%	0.0%	0.0%	
R3 本市	12.5% ★	50.0% ★	12.5%	25.0%	0.0%	
R5 道	50.8%	38.0%	9.6%	1.6%	0.0%	
R5 全国	42.9%	41.7%	13.8%	1.5%	0.1%	

【中学校】 (36)調査対象学年の生徒に対して、前年度に、本やインターネット、図書館資料などを活用した授業を計画的に行いましたか。						
	1 週に1回程度、 またはそれ以上	2 月に数回程度 行った	3 学期に数回程度 行った	4 年に数回程度 行った	5 行わなかった	その他・ 無回答
R5 本市	40.0% ★	60.0% ★	0.0%	0.0%	0.0%	
R3 本市	0.0% ★	20.0% ★	80.0%	0.0%	0.0%	
R5 道	29.7%	41.7%	21.6%	6.2%	0.9%	
R5 全国	26.1%	38.6%	27.7%	7.3%	0.3%	

令和5年度調査結果では、「週に1回程度、またはそれ以上」「月に数回程度行った」を合わせた割合が、全道・全国を大きく上回り、積極的な活用が見られます。1人1台端末

¹² C B T方式：Computer Based Testing の略。コンピュータを利用して実施する試験方式のこと。

をもとに必要に応じて適宜情報を収集できる環境が整ったことにより、情報収集・選択及び活用力を意識した授業が積極的に行われています。

③ プログラミング教育の必修化（小学校）・拡充（中学校）

新学習指導要領において、新たに小学校プログラミング教育¹³が必修化されました。小学校段階では、算数や理科などの既存の教科等の中でプログラミング教育を実施し、「プログラミング的な考え方（プログラミング的思考¹⁴）」に触れることが主な内容となっています。

本市では、学習指導要領の実施に先駆けて、小学校プログラミング教育の基本的な考え方や指導の具体例を掲載した「小学校プログラミング教育必修化に向けて」を令和元年3月に作成し、各学校に参考資料として配布しました。

また、恵み野旭小学校をモデル校に指定したプログラミング教育実践事業、教育指導主事による校内実技研修の実施、民間委託の外部講師による授業支援、市内教職員を対象とした研修等を実施しました。

さらに、本市のプログラミング教育の定着と充実に向け、小学校各校担当者の構成からなる「プログラミング担当者会議」を開催し、研修ならびに各学校の進捗状況や教育課程編成状況、実践上の課題等の交流を行いました。プログラミング教育開始時はコンピュータ教室で行っていましたが、1人1台端末が整備されたことから、特別教室、体育館など場所を問わずにプログラミング教育に取り組むことができるようになりました。

また、中学校及び高等学校の学習指導要領においても、プログラミングに関わる学習内容が拡充されています。中学校では、技術・家庭科（技術分野）内容「D情報の技術」に、従前からのプログラムによる計測・制御に加えて、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングについて取り上げることになりました。また、令和4年度から高等学校「情報」科では、共通必修科目「情報Ⅰ」が新設され、全ての生徒がプログラミングやネットワーク、データベースの基礎について学習していくこととなりました。小学校・中学校・高等学校のプログラミング教育の系統性を踏まえた条件整備や指導が必要です。



¹³ プログラミング教育：子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」を育成するもの。

¹⁴ プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような働き組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。学習活動として、コンピュータを使うものだけでなく、コンピュータを使わずに行うものがある。

④ 情報モラル・情報セキュリティの指導

次世代を担う児童生徒に、社会生活上必要なモラルやマナーを身に付けさせることは、大人の責任であり義務でもあります。情報先端技術が急速に進展する中で、ますます「情報モラル教育」の必要性が高まっています。情報機器の操作方法や利便性を教えると同時に、情報社会へ正しくかかわるための考え方や態度がとれるような指導が欠かせません。また、情報モラルや情報セキュリティは、情報技術等の進展とともに、新たな対応が求められることから、新たな内容を加えながら指導することが必要です。

1人1台端末の活用が日常化するにつれ、利用についてのルール設定や指導が十分に行きとどかず、児童生徒同士のトラブルや家庭で長時間にわたり使用したりする事例も起きています。また、児童生徒が情報モラルや著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他人の人権や著作権等を侵害してしまうことも懸念されます。

児童生徒への指導については、全市的に一貫した指導が必要なことから、教育委員会が端末利用の「やくそく」を作成しました。家庭に対しても指導内容及び家庭での取扱い等について周知・協力依頼をしました。また、インターネットの活用により個人情報やプライバシー、著作権を含んだ情報に接する機会が多くなることから、令和5年11月に研修資料として冊子「GIGA時代の教育現場における著作権、個人情報とプライバシー」を作成し、各学校に配付したところです。



各学校においては、情報モラル教育を教育課程に位置づけ、計画的な指導を行うとともに、警察や民間団体などの外部講師、ICT支援員による指導も行っています。教育現場だけではなく、家庭やPTA、地域と連携して、情報社会における適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルと必要な知識を習得させる必要があります。

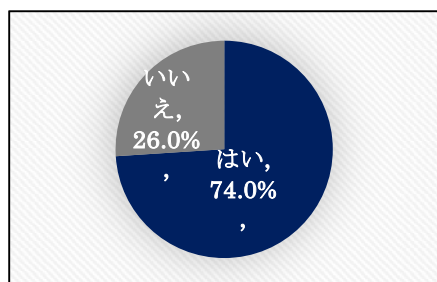
情報モラルや情報セキュリティに関わるトラブルは、ほとんどが人的要因によるものです。教職員が、日常的に場面を捉え、情報モラルや情報セキュリティについて指導することが重要です。教職員に対する研修を充実させることが肝要です。

資料 3

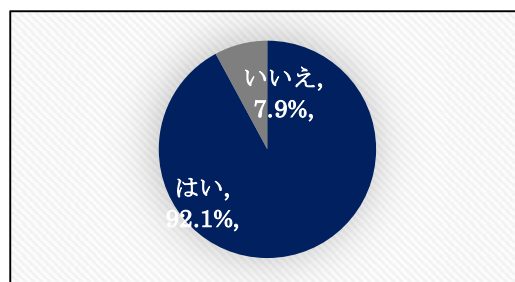
■情報モラルや情報セキュリティに関わる指導について

令和 5 年 11 月実施 ICT 活用状況アンケート（恵庭市全教職員対象）

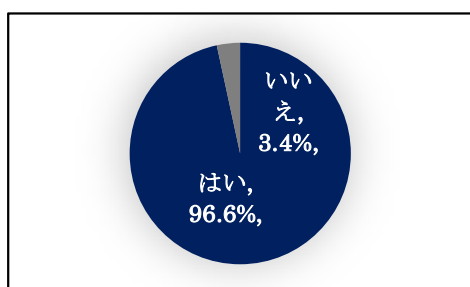
1. 児童生徒の発達段階に合わせ、タブレットパソコンを活用する上で起こり得るいたずらや嫌がらせを予測し未然に防ぐ指導ができる。



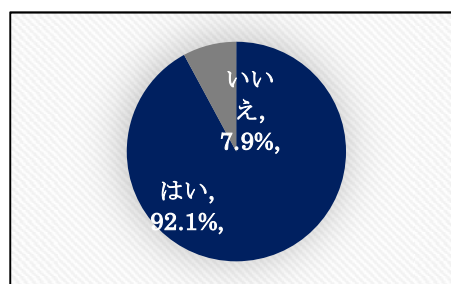
2. 他者が作成したものは無許可で利用しないことや、作り替えたりしないこと等、著作権に関する指導ができる。



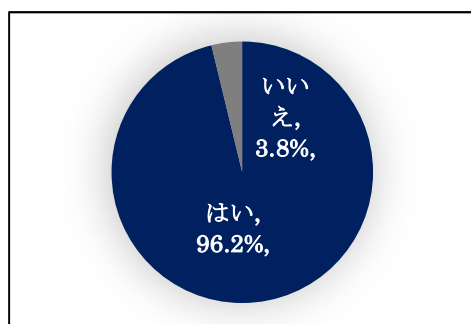
3. みだりに他者の写真を影響しないことや、それを不特定多数の日に触れる場所へアップロードしないこと等、肖像権に関する指導ができる。



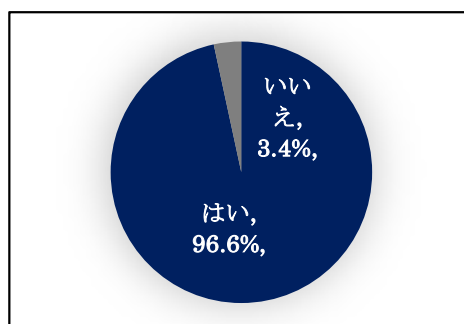
4. 自身が発信した情報により、他者を傷つける恐れがあることを指導することができる。



5. Google アカウント情報等の ID やパスワードの意味やそれらをむやみに他者へ教えさせない等、情報セキュリティに関する指導ができる。



6. 不適切な情報を見つけたときや、いつもと違う画面が表示される等の異常が生じた際、すぐさま教師に申告するような指導をすることができる。



アンケート結果にあるように、情報モラルや情報セキュリティの指導がおおむねできると回答している教職員が多いものの、「1. タブレットパソコンを活用する上で起こりえるいたずらや嫌がらせを予測し未然に防ぐ指導」は、26%の教職員が指導できないと答えています。具体的事例を踏まえた実践的な研修が必要です。

(2) ICTの効果的な活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現

① コンピュータの使用について

資料4 コンピュータなどのICT機器活用

〈令和5年度全国学力・学習状況調査：学校質問紙〉

A 児童生徒が自分で調べる場面でのインターネット等の活用

【小学校】 (56) 児童が自分で調べる場面（ウェブブラウザによるインターネット検索等）					
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	3 週1回以上	4 月1回以上	5 月1回未満
R5本市	62.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%
R5全道	41.0%	40.3%	16.0%	2.6%	0.1%
R5全国	29.1%	40.9%	24.9%	4.8%	0.2%

【中学校】 (64) 生徒が自分で調べる場面（ウェブブラウザによるインターネット検索等）					
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	3 週1回以上	4 月1回以上	5 月1回未満
R5本市	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%
R5全道	38.0%	38.0%	19.3%	3.9%	0.7%
R5全国	28.9%	35.7%	26.4%	8.0%	1.0%

※令和3年度調査は、端末活用が始まって間もないことから概括的な質問にとどまり、「調べる場面」などの具体的場面に関する質問設定がない。

自分で調べる場面（インターネット検索等を活用）については、小学校では全道及び全国に比べ、高い割合を示している。一方で中学校においては全道及び全国に比べて低い割合を示している。

B 児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面

【小学校】 (57) 児童が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面					
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	3 週1回以上	4 月1回以上	5 月1回未満
R5本市	37.5%	12.5%	37.5%	12.5%	0.0%
R5全道	24.5%	32.3%	27.1%	14.0%	1.9%
R5全国	16.8%	29.0%	30.6%	19.9%	3.6%

【中学校】 (65) 生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面					
選択肢	1 ほぼ毎日	2 週3回以上	3 週1回以上	4 月1回以上	5 月1回未満
R5本市	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%
R5全道	20.2%	32.5%	31.3%	13.2%	2.5%
R5全国	15.9%	28.3%	32.0%	19.6%	4.0%

※令和3年度調査は、端末活用が始まって間もないことから概括的な質問にとどまり、「発表・表現する場面」などの具体的場面に関する質問設定がない。

自分の考えをまとめ、発表・表現する場面については、小学校、中学校ともICTを活用している割合が全道及び全国と同水準といえる。中学校は、全て「週1回以上」であり、全道及び全国に比べ、底上げがされている。

C 教職員と児童生徒がやりとりする場面

【小学校】 (58) 教職員と児童がやりとりする場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5 本市	62.5%	0.0%	25.0%	12.5%	0.0%
R5 全道	35.8%	26.1%	22.1%	11.2%	4.8%
R5 全国	29.3%	23.8%	25.3%	13.9%	7.6%

※令和3年度調査の恵庭市小学校は「よく活用している」0%、「どちらかといえば活用している」37.5%、「あまり活用していない」50.0%、「全く活用していない」12.5%でした。

【中学校】 (66) 教職員と生徒がやりとりする場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5 本市	20.0%	60.0%	0.0%	20.0%	0.0%
R5 全道	29.9%	27.8%	25.1%	12.1%	4.9%
R5 全国	24.9%	23.8%	27.0%	15.2%	9.0%

※令和3年度調査の恵庭市中学校は「よく活用している」0%、「どちらかといえば活用している」0%、「あまり活用していない」100%、「全く活用していない」0%でした。

教職員と児童生徒がやりとりする場面については、小学校は「ほぼ毎日」が6割を超えているものの、「週1回以上」「月1回以上」がほぼ4割と、二極化傾向にある。また、中学校は「ほぼ毎日」「週3回以上」が8割を超えているものの、「月1回以上」が2割であり、小学校と同様、二極化しているといえる。

D 児童生徒同士がやりとりをする場面

【小学校】 (59) 児童同士がやりとりする場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5 本市	12.5%	25.0%	37.5%	12.5%	0.0%
R5 全道	25.8%	28.2%	25.1%	11.2%	4.8%
R5 全国	16.4%	23.6%	28.5%	13.9%	7.6%

※令和3年度調査の恵庭市小学校は「よく活用している」0%、「どちらかといえば活用している」25.0%、「あまり活用していない」62.5%、「全く活用していない」12.5%でした。

【中学校】 (67) 生徒同士がやりとりする場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5 本市	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%
R5 全道	19.3%	26.2%	29.0%	16.5%	8.8%
R5 全国	12.4%	21.3%	28.5%	19.3%	18.3%

※令和3年度調査の恵庭市中学校は「よく活用している」0%、「どちらかといえば活用している」0%、「あまり活用していない」40%、「全く活用していない」60.0%でした。

児童生徒同士がやりとりする場面、小学校・中学校とも全道及び全国に比べ、全体的に低い傾向にあります。

挙手をして発言したがない児童生徒でもPCを使った共同編集などでは積極的に参加しやすくなります。また、PCやタブレットを活用しながら児童生徒同士で意見交換を行う

協働学習も可能になり、同じ授業でも児童生徒のレベルや理解度に合わせた個別学習も可能となります。授業場面に応じて、ICTの有効活用を図ることが大切です。

E 児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面

【小学校】 (60) 児童が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5本市	62.5%	0.0%	12.5%	12.5%	12.5%
R5全道	24.4%	30.5%	30.5%	11.6%	3.0%
R5全国	16.0%	29.0%	32.9%	16.0%	6.1%

【中学校】 (68) 生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面					
選択肢	1	2	3	4	5
	ほぼ毎日	週3回以上	週1回以上	月1回以上	月1回未満
R5本市	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%
R5全道	16.0%	26.7%	33.7%	19.3%	4.2%
R5全国	12.2%	23.5%	31.8%	20.8%	11.6%

児童生徒が「自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」については、小学校は全道・全国に比べて二極化傾向にあり、中学校は活用頻度が低いといえます。令和6年度よりA Iドリルが全小中学校に整備されることから、個々の理解度や・進度に応じた課題に取り組むことができると予想されます。

中央教育審議会の答申では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた3つの授業改革の視点が示され、「子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じて、自己の考え方を広げ深める」ことが挙げられています。1人1台端末の持つ、双方向の意見交換機能、共有機能、共同作業機能等を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげるため、今後、研修の充実や各校の実践を進めることが必要です。資料3を通して、「主体的・対話的で深い学び」に関わるICT機器の活用は途上過程といえます。

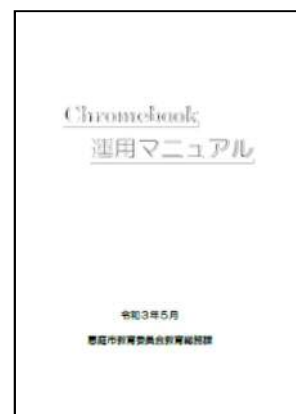
そのため、令和5年度のウインターセミナーでは、1時間の授業の流れに沿った端末活用について研修を行いました。今後も、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、具体的な授業場面を想定した実践的な研修を行っていきます。

② 各教科等でのＩＣＴの効果的活用

各教科等で１人１台端末を活用するにあたっては、ＧＩＧＡスクール構想の背景やねらいを踏まえておく必要があります。また、学校としての体制づくりを進め、端末活用をどのように進めるのか、共通理解にたち、組織的に準備をしていくことが重要です。

本市では、各学校の１人１台端末導入に向けた参考資料「ＧＩＧＡ端末導入に向けて」を作成し、令和３年２月に各学校に配布しました。令和５年度のウインターセミナーでは、「ＧＩＧＡスクール構想の授業観」と題して、文部科学省ＩＣＴ活用アドバイザー 菅野 光明氏に講演をしていただきました。また、令和３年５月には１人１台端末使用の基本的なルールについて「Chromebook 運用マニュアル」（令和４年７月２訂版、令和５年７月３訂版を発行）にまとめ、各学校に配布しました。

各学校においては、カリキュラム・マネジメントにより、指導計画を評価・改善しながら実践を充実させることが重要です。



（３）ＩＣＴの活用による校務の負担軽減

資料５ 教職員１人当たりの勤務時間（令和２年度及び令和５年度勤務実態調査から）

調査対象：市内全教職員

	令和２年度	令和５年度
小学校平均	約３０時間１５分	約２８時間２４分
中学校平均	約３６時間０６分	約４４時間４５分
市内平均	約３３時間１０分	約３６時間３４分
時間外在校等時間平均が４５時間を超過した教職員の割合	２３．６％	２７．３％

本調査結果から、小学校は令和５年度は令和２年度に比べて減少傾向にあるものの、中学校は増加傾向にあります。教職員の長時間勤務の実態が引き続き見られることから、業務内容や運用等を検討し、その解消に努めることが必要です。本市では、さらに校務処理等において、ＩＣＴ活用による超過勤務時間の削減を行い、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することが必要です。教育委員会と学校が一体となり、校務の情報化を進めることが重要です。

資料 6 ICTを活用した校務改善 〈令和5年度全国学力・学習状況調査：学校質問紙〉

A ICTを活用した校務の効率化

【小学校】 (16) ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を十分に取り入れていますか。			
選択肢	1	2	3
	十分に取り入れている	一部取り入れている	全く取り入れていない
R5 本市	62.5%	37.5%	0.0%
R5 全道	44.1%	55.4%	0.5%
R5 全国	28.9%	69.4%	1.5%

【中学校】 (16) ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を十分に取り入れていますか。			
選択肢	1	2	3
	十分に取り入れている	一部取り入れている	全く取り入れていない
R5 本市	40.0%	60.0%	0.0%
R5 全道	40.2%	58.7%	0.9%
R5 全国	26.9%	70.8%	2.2%

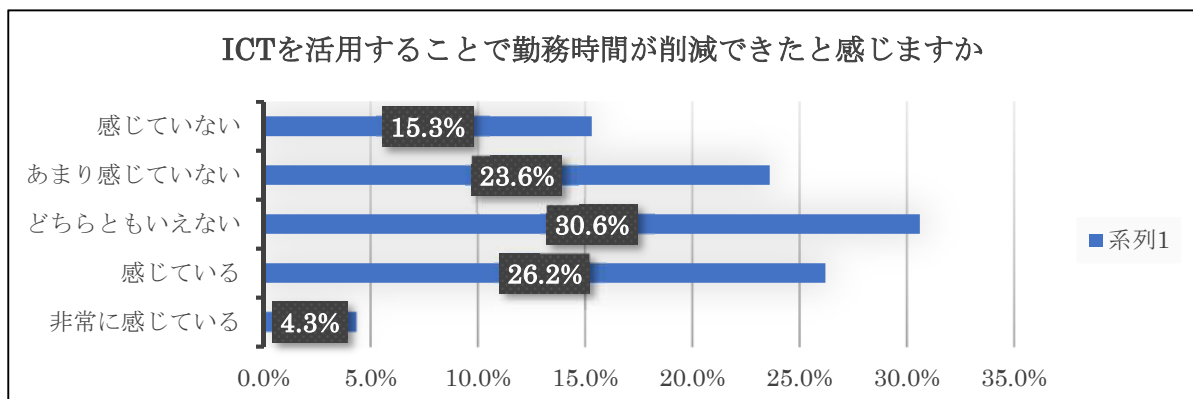
B クラウドを活用した校務の効率化

【小学校】 (17) ICTを活用した校務の効率化の一環として、クラウドを活用した校務の効率化（クラウドサービスを活用した保護者への連絡や、アンケートの実施、教職員等会議のオンライン化等）に取り組んでいますか			
選択肢	1	2	3
	多くの校務で取り組んでいる	一部の校務で取り入れている	全く取り入れていない
R5 本市	75.0%	25.0%	0.0%
R5 全道	54.2%	44.4%	1.4%
R5 全国	37.4%	58.7%	3.8%

【中学校】 (17) ICTを活用した校務の効率化の一環として、クラウドを活用した校務の効率化（クラウドサービスを活用した保護者への連絡や、アンケートの実施、教職員等会議のオンライン化等）に取り組んでいますか			
選択肢	1	2	3
	多くの校務で取り組んでいる	一部の校務で取り入れている	全く取り入れていない
R5 本市	100%	0.0%	0.0%
R5 道	50.6%	46.6%	2.8%
R5 全国	37.5%	58.4%	4.1%

Aに示されているように、市内全校でICTを活用した校務の効率化が図られています。
 また、**B**のクラウドを活用した校務の効率化については、「多くの校務で取り組んでいる」と回答した割合については、小学校で75%、中学校で100%に達しています。

資料 7 ICTを活用した校務改善 令和5年 働き方に関する意識調査（全教職員 R6.2月）



資料6にあるように、ICTやクラウドを活用した校務の効率化が図られているものの、資料7にあるように、「ICTを活用することで勤務時間が削減できたと感じますか」の質問に対しては、有効感を感じている割合は3割と低い状況にあります。ICTを活用した校務の効率化などの実践紹介や研修を行う必要があります。

(4) 教職員のICT活用指導力の向上

資料8 令和元年度及び令和4年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の比較（文部科学省）

※調査は、16小項目ごとに「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価

の「できる」「ややできる」と回答した教員の割合		R4 本市	R1 本市	R4 全国	R4 全道
A	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力 ★	93.7%	91.9%	88.5%	89.0%
A 1	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	92.5%	90.2%	89.3%	
A 2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	94.7%	94.5%	88.2%	
A 3	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトを活用する。	92.2%	92.2%	92.2%	
A 4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。	90.6%	90.6%	84.0%	

		R4 本市	R1 本市	R4 全国	R4 全道
B	授業中にICTを活用して指導する能力 ★	88.1%	76.2%	78.1%	81.5%
B 1	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	95.7%	87.6%	87.7%	
B 2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	89.5%	74.6%	77.0%	
B 3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	84.2%	73%	74.9%	
B 4	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを効果的に活用させる。	82.8%	69.4%	72.8%	

		R4本市	R1 本市	R4全国	R4 全道
C 児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力 ★		83.9%	79.6%	79.6%	88.4%
C 1	学習活動に必要なコンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	93.8%	84.7%	85.0%	
C 2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	91.9%	90.2%	86.2%	
C 3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	77.4%	75.9%	75.3%	
C 4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することができる。	72.4%	67.4%	71.8%	

		R4本市	R1 本市	R4全国	R4 全道
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 ★		92.0%	78.7%	86.9%	85.5%
D 1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	92.9%	80.1%	88.4%	
D 2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	92.6%	80.8%	89.5%	
D 3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなどコンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	89.1%	74.6%	84.1%	
D 4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	93.2%	78.2%	85.7%	

資料 8 は、令和元年度及び令和 4 年度の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を、本市と全国の平均値の比較を表にまとめたものです。ほぼ全 16 項目で全国平均を上回っており、本市の教職員の ICT 指導力は、項目達成数では平均より高いといえます。

また、大項目「A 教材研究・指導の準備・評価」「B 授業中に ICT を活用して指導する能力」「C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の全ての項目で全国・全道を上回る状況にあります。

「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成のためには、教職員一人一人が ICT 活用指導力の向上の必要性を理解し、各種研修等に参加したり、自ら研鑽を深めたりすることが重要です。

本市においては、ＩＣＴに関わる各種アンケートをもとに、以下の研修を行ってきました。

令和４年度
■恵庭市教職員サマーセミナー ・ G I G A 端末の活用 ・ 学校における情報セキュリティ対策 講師：北海道立教育研究所 附属情報処理センター 八重沢 純一氏 ■恵庭市教職員ウインターセミナー ・ 情報モラル教育 ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりにおける 1 人 1 台 端末 (Chromebook) の効果的な活用 講師：北海道立教育研究所 附属情報処理センター 八重沢 純一 氏
令和５年度
■恵庭市教職員サマーセミナー ・ タブレット端末を活用した授業づくり * 実践発表 柏小学校 恵庭中学校 講師：北海道立研究所 森田 雅彦 氏 ■恵庭市教職員ウインターセミナー ・ タブレット端末を活用した授業実践例 * 実践発表 恵庭市 I C T 支援員 室木 茂良 氏 講師：北海道立研究所 森田 雅彦 氏 ・ G I G A スクール構想 新しい授業観 講師：文部科学省 I C T 活用アドバイザー 菅野 光明 氏 ■ G I G A ミニ研修 (全 1 3 講座) リモート開催 (9 月～2 月) 講師：富士電機株式会社 中西 愛美氏 ① 日常的な MEXCBIT の活用 ② Jamboard での教材作成 ③ Classroom を活用した配付・提出 ④ 情報モラル教育の実践事例 ⑤ Google カレンダーを活用した効率的な日程調整 ⑥ ChatGPT の脅威と上手な使い方 ⑦ Canva で素敵なデザインのお便りづくり ⑧ 教育現場における著作物の取り扱い ⑨ 反省シートのデジタル化とテキストマイニング ⑩ GoogleKeep を活用したタスク共有 ⑪ 授業をテレビ番組化！？『Kahoot!』の使い方 ⑫ 教育現場における情報漏洩事件簿 ⑬ Figjam 研修

教職員のニーズも高く資質・能力の向上に役立っているところです。令和 6 年度以降においても、児童生徒の指導に直接結びつく研修企画・実施する予定です。

(5) 教育の情報化を支える I C T 環境の整備

① I C T 機器及びネットワーク等の整備

本市では、国の I C T 環境整備方針に基づき、今後の更新等に係る財政負担も考慮しながら、計画的に整備を進めてきました。

資料 9 令和元年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）

「教育の I C T 化に向けた本市の環境整備状況」（令和 6 年 3 月末現在）

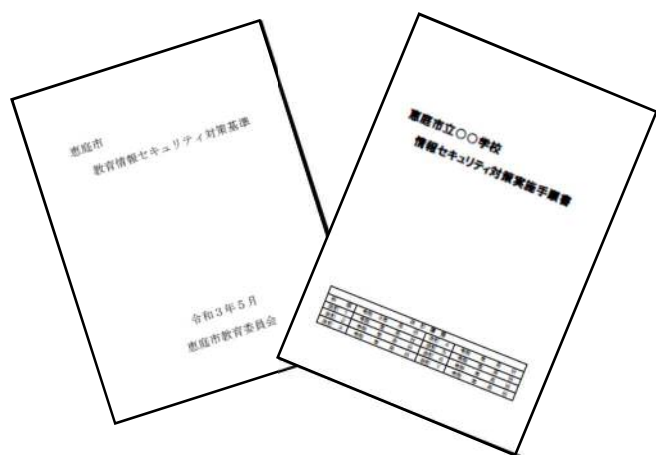
※▲は今後取り組むべき事項

	I C T 機器	国の目標と水準	本市の整備状況
1	★ 大型提示装置（電子黒板）	普通教室・特別教室への常設	○電子黒板 〈整備率〉 小学校 約 78.0% 中学校 約 81.7% ▲普通教室では特別支援学級、小学校の特別教室が一部未整備。
2	実物投影機（書画カメラ）	小学校の普通教室及び特別教室への常設	○小学校及び中学校の全普通教室に整備。 ○未配置及び配置済の中学校について、学校における必要度を考慮して、整備計画の検討が必要。
3	★ 学習者用コンピュータ （タブレットパソコン）	3 クラスに 1 クラス分程度であったが、G I G A スクール構想により、1 人 1 台端末を整備	○令和 3 年度 ・小学校 2.0 人/1 台 ・中学校 1.0 人/1 台 ※令和 4 年 8 月末で 1 人 1 台整備完了。
4	★ 指導者用コンピュータ （タブレットパソコン） ----- 指導者用コンピュータ （ノートパソコン）	授業を担当する教員 1 人 1 台	○令和 4 年度に整備予定。 ○既存整備分：小学校 1 4 8 台
5	学習用ツール	ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなど各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア	○ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの整備完了。 ○指導者用デジタル教科書 ・小学校…国語、算数、社会、理科、英語 ・中学校…国語、数学、社会、理科、英語
6	無線 L A N	普通教室及び特別教室	○令和 3 年度に、全ての普通教室及び特別教室の整備完了。 ○令和 5 年度ネットワークアセスメント実施
7	校務用コンピュータ	教職員 1 人 1 台	○教職員 1 人 1 台端末を整備済。 ▲更新が必要。
8	高速大容量ネットワーク	学校	○令和 3 年度に完了。
9	I C T 支援員	配置（4 校に 1 人分を地方財政措置）	○1 名
「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 年計画」に新規追加された事項			
	I C T 機器	国の目標と水準	本市の整備状況
10	学習者用コンピュータ（予備用）	故障・不具合に備えた複数の予備機の整備	○7 6 台を整備。 ▲予備機の必要数について検討が必要。
11	充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	○令和 3 年度に整備完了。
12	有線 L A N	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線 L A N 環境の整備	【教育用】 ○コンピュータ教室を整備済。 ※令和 3 年度以降は更新しない。 【校務用】 ○職員室（校長室及び事務室を含む。）については有線 L A N 整備済。保健室については必要に応じて整備。 【共通】 ○市セキュリティポリシーに沿って実施済。 ▲校務用サーバへのアクセスの必要性を検討。

13	学習者用サーバ	各学校 1 台分のサーバ	○各学校にサーバを整備済
14	ソフトウェア	校務支援システム、セキュリティソフトの整備	○北海道公立学校校務支援システム（C4t h）を全校に導入済。 ○市のセキュリティポリシーに基づき、端末にセキュリティソフトを導入。
15	校務用サーバ	設置者ごとに 1 台整備	○各学校にサーバを整備済。
16	その他	普通教室及び特別教室の照明は、照度を調整できるように設計や遮光カーテンの設置などの工夫が考えられる。	○普通教室及び特別教室の照明は、照度を調整できるように設計などの工夫も考えられる。

② 情報セキュリティ対策

学校においては、教職員や児童生徒が安心して I C Tを活用できるようにするために、十分な情報セキュリティ対策を講じることが不可欠です。これまでの学校の I C T環境に加え、クラウドサービスを利用した 1 人 1 台端末の導入や、高速大容量の校内ネットワークなど、急速に I C T環境を整備してきました。



そこで、「恵庭市情報セキュリティ基本方針」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」をもとに、「恵庭市教育情報セキュリティ対策基準（令和3年5月）（以下「対策基準」という。）」の改定を行いました。また、学校によって I C T環境の実情が異なることから、各学校は本対策基準をもとに「情報セキュリティ対策実施手順書」を作成し、I C T活用を進めています。

情報セキュリティ対策は、常に I C T環境の進展への対応が必要であるとともに、教育現場の実態を踏まえる必要があります。しっかりセキュリティ対策を講じるとともに、学校現場が I C Tを使いやすいものとしなければなりません。

本市においては、情報セキュリティ対策に組織的に取り組む必要から、教育委員会や校長会・教頭会、各校教育情報セキュリティ担当者、I C T支援員、関係業者からなる「恵庭市教育情報セキュリティ委員会」を設置しました。また、各学校の担当者からなる「情報セキュリティ担当者会議」を開催し、日常的な課題の交流を行っています。

学校が I C T機器やネットワークを運用する中で課題があれば、「情報セキュリティ委員会」で検討し、随時、対策基準を見直すこととしています。

「教育情報セキュリティ対策基準」の基本的な考え方

- ① 組織体制の確立
 - ・教育委員会及び学校の情報セキュリティ対策の担うべき役割の明確化
- ② 児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応の実施
 - ・情報の重要度によって、取扱ルールを決定
- ③ 標的型及び不特定多数を対象とした攻撃等のリスク対応の実施
- ④ 教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策の確立
 - ・個人情報の取扱いのルールの明確化
 - ・情報システムを使用する際のルールの整理
- ⑤ 教職員のセキュリティに関する意識の醸成
 - ・研修等の実施
- ⑥ 教職員の業務負担軽減及びＩＣＴを活用した多様な学習の実現
 - ・教育委員会が情報セキュリティの確保を主導することによる教員の業務負担の軽減
 - ・児童生徒の利用を前提とした、ＩＣＴを活用した学習活動への配慮

③ １人１台端末の更新

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」の支援策の一つとして、１人１台端末の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「ＧＩＧＡスクール構想」が加速化されました。本市においては、令和３年８月から、市内全小中学校で１人１台端末が使用できる状態となりました。

本市では、１人１台端末としてクラウドサービスを利用した「Chromebook」を導入し、Google Workspace for Education をツールとして整備しました。導入にあたっては、学校担当者向けの研修や教職員向けの研修を行うとともに、各学校向けに通信を発行するなどのサポートを行ってきました。また、ＩＣＴ支援員による日常的なサポート、ネットワークアセスメント等、環境整備を行っています。令和７年以降の端末更新に向けて準備を進めているところです。

恵庭市学校教育情報化推進計画

基本理念

『未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、
自らの道を切り拓く子どもの育成』に向けた
ICTを活用した教育の推進

新しい時代で活躍する資質・能力の育成のための5つの目標の実現をめざします。



【目標1】

児童生徒の情報活用能力の育成

- ICT機器の基本的操作スキルの習得
- 情報を主体的に収集・選択し、工夫し活用する力の育成
- プログラミング的思考力の育成
- 情報モラル・情報セキュリティの指導の取組
- 社会教育や図書館と連携した学びの機会の拡充



【目標2】

ICTの効果的な活用による

「主体的・対話的で深い学び」の実現

- カリキュラム・マネジメントの推進
 - ・指導計画の作成
 - ・評価改善
- 各教科等でのICTの効果的活用
 - ・個に応じた学び、協働的な学び等の多様な授業スタイルへの活用
- 児童生徒個々の特性に応じたICTの活用
 - ・特別支援教育
 - ・不登校児童生徒 等

【目標3】

ICTの活用による校務の負担軽減

- 校務支援システムの活用
- ネットワーク活用による教材等のデータベース化
- 学校事務処理の効率化の推進、文書の電子化についての規定・制度の検討

【目標4】

教職員のICT活用指導力の向上

- 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に向けた支援
 - ・1人1台端末の活用と成果の検証と還流
- 情報モラル・情報セキュリティの指導への支援
- 教職員のニーズに応じた研修の充実

【目標5】

教育の情報化を支える

ICT環境の整備

- 確かな学びを支える持続的・安定的なICT環境の確保と計画的な整備
- 教職員や児童生徒が安心してICTを活用できる情報セキュリティ対策の強化
- ICTの活用を支援する人材の活用

第4章 目標及び具体的な取組

目標1 児童生徒の情報活用能力の育成

目標

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、各教科の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが必要です。本計画においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、ＩＣＴ機器の基本的な操作の習得、適切な情報を取捨選択して効果的に活用する力、プログラミング的思考力の育成、情報モラル等の育成に取り組めます。

年 度		令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム		第3次		第4次
具体的な取組		導入期	充実期	発展期
1	ＩＣＴ機器の基本的操作スキルの指導	→		
2	目的に応じて情報を収集・選択し発信する能力の育成		→	
3	プログラミング教育	→	→	
4	情報モラル・情報セキュリティ	→	→	
5	学びの場の拡充		→	

具体的な取組

※「具体的な取組」で、特に進捗状況が良好のものには◎、進捗状況が不十分と思われるものには▲を付しています。

- 児童生徒が、授業で自由自在にＩＣＴ機器を操作できる基本的操作スキルの指導の充実
 - ◎ 情報活用能力の系統表【参考例】の活用
 - 発達段階に応じた基本操作スキルの指導計画の作成と実践
- 各種資料やインターネットを活用して収集した情報から、目的に応じて必要な情報を選択して学習に生かしたり、分かりやすく情報を発信したりできる力の育成
 - 情報活用能力の体系表の活用と各教科の学習場面に応じた指導
- 各教科等において、目標達成のための手段や順番、方法を考え、その中から最も適した答えを導くプログラミング的思考力の育成
 - 実践の積み上げによる指導計画の改善と教材・教具の整備
- 情報化社会において、適切に活動するために必要となる情報モラル（知識やルール、マナー、善悪の判断力、主体的な態度など）及び情報セキュリティについての指導の充実
 - ▲ 特別の教科道徳、教科横断的に児童生徒の情報モラルを育成する計画的な指導
- オンライン学習の実施によるＩＣＴを活用できる力の育成
 - ◎ 臨時休業等におけるオンライン学習の実施
- 関係機関との連携による、学校外での学びの機会の拡充

○ 電子図書館の活用と充実

情報活用能力の育成の目安として「情報活用能力の系統表（参考例）」を作成しました。学校や児童生徒の実態等に応じて内容を変更して活用してください。

項 目		小学校高学年	中学校初・中・高学年	高等学校	
アプリケーション (クラウドサービス) アプリケーション 意の等のの 活用	情報機器の基本操作	・P・Cの起動、シャットダウン ・ログオン、ログアウト ・印刷 ・■電子メモの操作等	・入力モードの切替、新画面入、切り取り、コピー、貼り付け		
	ファイル操作	・ファイルを開き出し、開く。クラウドへの保存	・ファイル操作ができる。	・ファイルやフォルダの操作ができる。(保存場所の選択、検索、コピー、削除等)	・ファイルやフォルダの操作ができる。(正確な管理化)
	キーボード入力等	・自分の名前や簡単な文の入力	・文字入力 (10文字以上/1分間) ・ローマ字入力	・文字入力 (30文字以上/1分間)	・文字入力 (40文字以上/1分間)
		一度のスピードで文字入力ができることは、Chromebookの得意活用と見なされる。単語の予測機能の活用が必須である。			
	音声入力			・ショートカットキーの活用 ・電子メール、メッセージの送受信	
	インターネットの活用	・キーボード操作ができる	・→、←並列に操作ができる	・あるQWERTYに操作ができる。	・目的に応じて適切な操作ができる。
	音楽の活用	・カメラ・ビデオ撮影、見る、アップロード ・ペイントアプリによる描画、色付け等	・カメラ・ビデオ撮影、見る、アップロードのほかに、写真や音楽を共有し、書き込み、等	・動画編集	
		・Google Meet (※授業利用)			
	アプリケーション等の活用、操作等	※Google Meetについては、非課税のリモート学習等も想定し、見通時期に応じて活用できるようにすること。	Google Meet、Classroom、Formsについては、特に得意に活用できるとしてChromebookの得意活用とつながる。他のアプリケーションの得意活用についても、同様と見なされる。		
	学習等	・Classroom ・Forms (アンケート回答)	・Jenboard ・Google スライド (文字入力、グラフ、アニメーション) ・Google ドキュメント	・授業時間外に活用した学習、グラフの内蔵等	
資料に活用	・タブレットの紙面複製、貼り付け	・授業時間外に活用	・外出先で授業時間外、授業時間中の活用	・授業時間外での活用 (クラウド活用)	

[illegible]

★P10 **資料1**「ICTの活用に関わる児童生徒の意識」 小学校及び中学校児童生徒質問紙（26）の★印「ほぼ毎日」 使用している児童生徒の割合、P12 **資料2**「情報を活用した授業」小学校及び中学校学校質問紙（40）の★印「月に数回程度行った」「週に1回程度、またはそれ以上」と回答した小中学校数割合から基準値を算出。

指 標	基 準 値	暫 定 値	目 標 値
	2021 (R3) 年	2023 (R5)	2025 (R7) 年
授業でコンピュータなどのＩＣＴをどの程度使用しましたか（ほぼ毎日）	2 5 %	3 4 %	8 0 %
本やインターネット、図書館資料などを活用した授業を計画的に行った。（「月に数回」以上）	4 6 %	1 0 0 %	1 0 0 %

目標2 ICTの効果的な活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現

目 標

児童生徒の資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業づくりが求められており、ICTを活用することで、各教科等における基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を、効果的に育成につなげる授業づくりに取り組む必要があります。本計画では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の充実のために、児童生徒の特性やニーズに応じたICTの効果的な活用に取り組みます。

年 度		令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム		第3次		第4次
具体的な取組		導入期	充実期	発展期
1	指導計画の整備とカリキュラム・マネジメント			P D C A サイクルによる改善
2	各教科等でのICTの効果的な活用（授業公開による還流等）			
3	児童生徒の個々の特性に応じたICTの活用			

具体的な取組

1 指導計画の整備とカリキュラム・マネジメントの推進

- ◎ ICTを活用した指導計画の作成
- カリキュラム・マネジメントによる改善

2 各教科等でのICTの効果的な活用

- ◎ 各校の実践交流、実践資料の収集と各校への情報提供（Google Workspace の活用）
- デジタルコンテンツの活用

3 児童生徒の個々の特性に応じたICTの活用

- 特別支援教育での活用の充実
- 不登校児童生徒へのコミュニケーションツールや学習保障として活用
- 適応指導教室（ふれあいルーム）での活用

目標指標

※P16 資料4 「コンピュータなどのICT機器活用」 小学校(58)及び中学校学校質問紙(66)の★印「どちらかといえば活用している」「よく活用している」と回答した小中学校数割合から基準値を算出。

指 標	基 準 値	暫 定 値	目 標 値
	2021 (R3) 年	2023 (R5) 年	2025 (R7) 年
教職員と児童生徒のやりとりにコンピュータなどのICT機器を活用した。（「よく活用した」割合）	23%	71%	100%
児童生徒同士のやりとりにコンピュータなどのICT機器を活用した。（「よく活用した」割合）	16%	50%	100%

目標3 ICTの活用による校務の負担軽減

目 標

校務の情報化により業務の効率化を図ることで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努める必要があります。

本計画においては、ICTの活用による校務の負担軽減に向けて、校務支援システムの活用や、電子データによる校内での教材等の共有等による授業準備の効率化、市内での情報のデータベース化、ICTを活用した家庭、地域との情報共有等に努めます。

年 度		令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム		第3次		第4次
具体的な取組		検討・準備期	実施期	充実期
1	統合型校務支援システムの活用			実施
2	ネットワーク活用による教材等のデータベース化			実施
3	電子化についての規定・制度の検討			

具体的な取組

1 校務支援システムの活用

◎ 校務支援システムの有効活用について検討し、システム改善に生かす。

2 ネットワーク活用による教材等のデータベース化

○ Google Workspace を活用した1人1台端末の授業活用方法や教材等のデータベース化を図ることで、校務の負担軽減に努める。

3 学校事務処理の効率化を図るための電子化の検討

▲ 校務の効率化に向けて、電子化が可能なものの検討を進める。

目標指標

※P20 資料7 「ICTを活用した校務改善」

小学校学校質問紙（65）、中学校学校質問紙（65）令和4年より削除されたため指標を変更することにしました。そのため、当初の基準値を令和5年度とし、目標値を変更しています。恵庭市教職員の働き方に関する意識調査「ICT機器の活用が、校務の効率化に役立っている」と「非常に感じてる」「感じている」の合計の割合としました。

変更	指 標	基 準 値	目 標 値
		2023 (R5) 年	2025 (R7) 年
	ICT機器の活用が、校務の効率化に役立っていると感じている。	30%	60%

目標 4 教職員の I C T 活用指導力の向上

目 標

教職員の I C T 活用指導力は、学校における I C T の活用に欠かせないものです。特に、新たに導入された 1 人 1 台端末の活用にあたっては、I C T 機器を活用した授業のイメージを持てなかったり、効果的な活用方法を把握していなかったりしたことから、不安を感じている教職員が多くいます。また、令和元年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）の結果から、情報モラルや情報セキュリティの指導について不安を感じている教職員も少なくありません。

本計画においては、I C T の効果的な活用を支える基盤として、各教科等の指導における I C T の効果的な活用、情報モラル・情報セキュリティ対策の指導に関わる教職員の指導力向上に努めます。

年 度		令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム		第3次		第4次
具体的な取組		導入期	充実期	発展期
1	各教科等の指導における I C T の効果的な活用	基本操作等の研修 → 効果的な活用に向けた研修		
2	情報モラル・情報セキュリティの指導の充実	実際の授業を想定した研修		
3	教職員のニーズに応じた研修の充実			

具体的な取組

1 各教科等の指導における I C T の効果的な活用

◎ 教職員の 1 人 1 台端末の基本操作、教科等での効果的な活用のための研修の実施

2 情報モラル・情報セキュリティ対策の指導の充実

○ 教職員の情報モラル・情報セキュリティに関する研修の実施

3 教職員のニーズに応じた研修の充実

◎ I C T の効果的な活用に必要な教職員研修の計画的な実施

4 I C T 担当教職員の設置

目標指標

※P21 資料8 令和元年度及び令和4年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の本市データ★能力から基準値を算出。

指 標	基 準 値	暫 定 値	目 標 値
	2021 (R3) 年	2023 (R5) 年	2025 (R7) 年
A 教材研究・指導の準備・評価などに I C T を活用する能力	9 2 %	9 4 %	1 0 0 %
B 授業中に I C T を活用して指導する能力	7 6 %	8 8 %	1 0 0 %
C 児童生徒の I C T 活用を指導する能力	8 0 %	8 4 %	1 0 0 %
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	7 9 %	9 2 %	1 0 0 %

目標5 教育の情報化を支えるICT環境の整備

目 標

本市における教育の情報化により育成する児童生徒の姿や授業を実現するためには、コンピュータや通信ネットワークなどのICT環境を整備するとともに、ICT機器を安心して使用するための情報セキュリティ対策の強化、活用を支援する人材の活用が不可欠です。

本計画では、情報機器や情報ネットワークに加えて、情報セキュリティ対策やICT活用を支える人材の活用を図り、ICT環境の持続的・安定的な運用に努めます。

年 度		令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム		第3次		第4次
具体的な取組		導入期	充実期	発展期
1	確かな学びを支えるICT環境の確保と計画的な整備	→		
2	教員や児童生徒が安心してICTを利活用できる情報セキュリティ対策	→		
3	ICTの活用を支援する人材の活用	→		

具体的な取組

1 確かな学びを支える持続的・安定的なICT環境の確保と計画的な整備

- 1人1台端末の整備・更新、校務用コンピュータの更新
- 校務系情報と学習系情報の分離についての検討・整備
- 大型提示装置の普通教室・特別教室の整備の拡充
- 指導者用デジタル教科書の更新、学習者用デジタル教科書の活用の検討
- ◎ オンライン学習に対応した環境整備

2 教職員や児童生徒が安心してICTを利活用できる情報セキュリティ対策の強化

- ◎ 情報セキュリティ対策の検討と改善（情報セキュリティ委員会等）

3 ICTの活用を支援する人材の活用

- ◎ ICT支援員の確保と外部人材によるサポート体制の確立

目標指標

※P24 資料9 令和元年度及び令和4年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）を基に国の目標水準に対する本市の整備状況（★印項目の令和3年度時点）から基準値を算出。

指 標	基 準 値	暫 定 値	目 標 値
	2021 (R3) 年	2023 (R5) 年	2025 (R7) 年
学習者用コンピュータの整備・更新	60%	100%	100%
指導者用コンピュータの整備 (タブレットパソコン、電子黒板用等)	80%	100%	100%
大型提示装置の整備 (特別教室も含む)	80%	91%	100%

第 5 章 計画の推進

本計画の基本理念である「未来に向け夢や目標を大きく持ち、進んで学び、自らの道を切り拓く子どもの育成」を目指して、学校教育における教育の情報化を推進していきます。

このことから、本計画を実質的かつ具体的に推進していくための進捗管理を行うとともに、各種調査の実施や情報セキュリティ委員会、校長会議等における報告・検討・確認等を行いながら、取組内容の見直しを行います。

また、国や北海道の施策が見直された場合や、本市の政策や計画が見直された場合には、本計画の見直しを行うとともに、本計画の計画期間（令和4年度～令和7年度）の中間年度の令和5年度に、必要に応じて中間の見直しを行いました。

年 度	令和4～5年度	令和6～7年度	令和8年度以降
教育推進プログラム	第3次		第4次
恵庭市学校教育情報化推進計画			
	■ 中間見直し	■ 次期推進計画策定	





【改訂版】

恵庭市学校教育情報化推進計画（第1次）
（令和4年度～令和7年度）

【発行】 恵庭市教育委員会（教育部教育総務課）

住所：北海道恵庭市新町10番地

電話：0123-33-3131（内線1611）